

農 整 第80315号
平成26年10月 6日

(社) 富山県建設業協会長 殿

富山県農林水産部長



「富山県農林水産部工事監督要領」及び「富山県農林水産部写真撮影要領」
の一部改定について

工事段階確認時等における書類作成作業の合理・簡素化を目的として、「富山県農林水産部工事監督要領」及び「富山県農林水産部写真撮影要領」の一部を別紙1、2のとおり改定し、下記により適用することとしましたので通知します。

記

- 1 適用時期：平成26年10月15日以降より適用する。（現在施工中の工事を含む）

(事務担当 農村整備課技術管理係 堀井副主幹 内線3836)

●改定概要

- 1) 富山県電子納品ガイドライン（平成 22 年 4 月）の記載にあわせ、「写真撮影要領」（工事写真の提出部数）の記載を従来の納品媒体を CD-R に加え DVD-R での納品も可能とする。
- 2) 写真撮影要領において、中間検査・段階確認の状況写真を紙で 1 部提出することとした記載を削除する。
- 3) 「写真撮影要領」の改定にあわせ、「工事監督要領」における（監督に関する図書第 7 条）の記載を改定し、「中間検査・段階確認において受注者より提出された写真データ（JPEG）は、監督員が写真整理編集を行い、検査・確認写真として復命するものとする」とし、受注者と発注者間での段階確認における写真データの取り扱いを明確にした。

●改定背景と期待される効果

これまで一部の工事では段階確認復命書の写真整理は現場代理人が行っていたが、①復命に不要な写真までが編集され添付書類が肥大化、②監督員による再編集による作業の増、③現場代理人は、一般的に日作業終了後の夜間に写真整理編集を行うことから監督員による復命が遅延する、④現場代理人・主任技術者の夜間作業の慢性化による建設業界の労働環境の悪化、といった問題がある。

今回の改定により以下の効果が期待できる。

- ① 電子納品されるデータ量の増加に伴う対応と工事書類のペーパレス化の促進
- ② ③業務の効率化（監督員と現場代理人の双方）
- ④ 受注者からの事務の簡素化について、段階確認時における作成書類の軽減や建設業界の扱い手確保などの要望に対応